

議案第16号

倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則の改正について

倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年4月18日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則の一部を改正する規則

倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「課長代理」の次に「、室長代理」を、「課長補佐」の次に「、室長補佐」を加える。

別表第1の3の項に次のように加える。

(3) 管理監督職勤務上限年齢に到達したことにより一般職員に降任させる場合

職員(〇〇) 氏 名
地方公務員法第28条の2第1項の規定により降任する
〇〇を命ずる
〇〇職給料表〇級〇〇号給を給する
倉敷市職員の給与に関する条例附則第19項の規定により〇〇〇, 〇〇〇円（7割措置額）を給する
倉敷市職員の給与に関する条例附則第21項の規定により管理監督職勤務上限年齢調整額を加算し〇〇〇, 〇〇〇円を給する

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の3の項の改正規定は、令和6年4月1日から適用する。

提案理由

行政組織改正及び地方公務員法第28条の2第1項の規定による降任について規定を整備するため、規則を改正するものである。

倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第6号）

新旧対照表

新	旧
<p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職として、次の職をおく。</p> <p>教育次長、部長、参事、次長、副参事、課長、室長、課長代理、室長代理、課長主幹、学事担当課長主幹、指導担当課長主幹、所長、館長、所長代理、館長代理、課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、主幹、学事主幹、指導主幹、係長、主任、学事主任、指導主任、学校栄養主任、事務長、副主任、指導副主任、主事、技師、学芸員、司書、教師、養護教師、養護技師、栄養技師、実習助手、管理主事、庁務主事、校務主事、運転技師、給食調理技師</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職として、次の職をおく。</p> <p>教育次長、部長、参事、次長、副参事、課長、室長、課長代理_____、課長主幹、学事担当課長主幹、指導担当課長主幹、所長、館長、所長代理、館長代理、課長補佐_____、所長補佐、館長補佐、主幹、学事主幹、指導主幹、係長、主任、学事主任、指導主任、学校栄養主任、事務長、副主任、指導副主任、主事、技師、学芸員、司書、教師、養護教師、養護技師、栄養技師、実習助手、管理主事、庁務主事、校務主事、運転技師、給食調理技師</p>